

決定!

後期高齢者医療制度 平成28・29年度の保険料率を決定しました

後期高齢者医療制度の保険料を決める基準である保険料率（均等割額と所得割率）は2年ごとに見直されます。

◆保険料率(平成28・29年度)

保険料率	28・29年度	(前回)26・27年度
均等割額	48,297円	47,603円
所得割率	10.17%	9.70%

※医療給付費の増加などによる保険料の大幅な上昇を抑制する趣旨から、給付費準備基金のうち、73億円を取り崩して繰り入れることにより、均等割額の上昇幅を694円、所得割率の上昇幅を0.47ポイントに抑えています

◆兵庫県の保険料計算方法(平成28・29年度)

年間の保険料は一人ひとりが等しく負担する「均等割額」と前年の所得に応じて負担する「所得割額」の合計となります。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{保険料額(年額)} \\ \hline \text{上限57万円} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{均等割額} \\ \hline 48,297円 \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{所得割額} \\ \hline (\text{※総所得金額等} - 33\text{万円}) \times \text{所得割率} 10.17\% \\ \hline \end{array}$$

※総所得金額等とは収入額から控除額を引いた金額です。(ここでいう控除額とは、公的年金等控除額、給与所得控除額、必要経費のことをいい、所得控除(社会保険料控除、扶養控除等)は含みません。)

◆保険料額の通知について

個人ごとの保険料額は**7月中旬に送付**する保険料額決定通知書でお知らせします。

◆所得の低い人の軽減

以下の人は、平成27年中の所得に応じて平成28年度の保険料額が軽減されます。なお、平成28年度から**5割及び2割の軽減対象が拡大**しました。(5割軽減の基準について、被保険者数に乘ずる金額が26万円から26.5万円に変更になりました。また、2割軽減の基準について、被保険者数に乘ずる金額が47万円から48万円に変更になりました)

①均等割額

▼世帯(世帯主と世帯内の被保険者)の平成27年中の総所得金額等が一定の金額以下の人

総所得金額等(被保険者+世帯主)が 次の基準以下の世帯		軽減割合 (軽減後:年額)
基礎控除額 33万円	被保険者全員の各所得(年金所得は控除額を80万円として計算)が0円	9割 (4,829円)
	上記以外	8.5割(注1) (7,244円)
基礎控除額33万円+26.5万円×被保険者の数		5割 (24,148円)
基礎控除額33万円+48万円×被保険者の数		2割 (38,637円)

※65歳以上の公的年金受給者は、総所得金額等から年金所得の範囲内で最大15万円を控除し、軽減判定されます。

(注1)本来は7割軽減ですが、軽減措置で平成28年度は8.5割軽減となります。

②所得割額

所得割額算定にかかる所得(総所得金額等-基礎控除額33万円)が、58万円(年金収入のみの場合は211万円)以下の人は特例措置により所得割額が5割軽減されます。

◆被扶養者だった人の軽減

制度に加入する前日に、会社の健康保険などの被用者保険の被扶養者だった人は、当分の間、所得割額はかからず、均等割額が5割軽減されます。

さらに特例として、平成28年度は、均等割額が9割軽減され、**年額4,829円**となります。

なお、国民健康保険・国民健康保険組合に加入していた人は対象にはなりません。

☎市民課 43-5212

☎後期高齢者医療広域連合(コールセンター) 078-326-2021

福祉医療の受給者証送付

6月下旬郵送 7月から利用できます!

◆福祉医療利用上の注意

福祉医療費助成制度(老人医療・重度障害者医療・乳幼児等医療・子ども医療・母子家庭等医療・高齢重度障害者医療)は、毎年7月に更新を行っています。

- ◆**払戻しの申請が必要な例**
- ① 受給者証が使えなかったとき(県外受診など)
- ② 福祉医療の受給者が補装具などの装着をしたとき
- ③ 老人医療で1か月の一部負担金の合計が限度額を超えたとき
- ◆**福祉医療の助成がない例**
- ① 学校等での事故で日本スポーツ振興センターの給付を受けるとき
- ② 他の公費負担医療の給付を受けるとき
- ③ 乳幼児等医療受給者、子ども医療受給者で、自立支援医療・小児慢性特定疾病医療・難病法に基づく特定医療の公費助成を受けて支払った自己負担額については、申請により払戻しを受けることができます。

◆受給者証の交付

交付には**所得の申告が必要**です。対象者でも所得の申告がない場合は、受給資格の確認ができないため、受給者証を交付できません。

※平成28年1月1日に南あわじ市に住民登録のない人は、以前の市区町村で平成28年度所得・課税証明書(市民税所得割税額の控除の明細がわかるもの)の交付を受け、市民課へ提出してください

☎市民課 43-5212

介護保険制度について

① 福祉用具貸与について

条件 要支援・要介護認定を受けて居宅で生活している人

※サービス計画が必要となりますので詳しくは担当ケアマネジャーや福祉用具専門相談員にご相談ください

対象品目

- ① 車いす
- ② 車いす付属品
- ③ 特殊寝台
- ④ 特殊寝台付属品
- ⑤ 床ずれ防止用具
- ⑥ 体位変換器
- ⑦ 認

② 福祉用具購入費支給について

条件 要支援・要介護認定を受けて居宅で生活している人

※指定を受けていない販売店から購入した場合は、給付対象とはなりません

限度額 年間10万円(限度額内で8割分または9割分を支給)

対象品目

- ① 指定販売店で必要な福祉用具を購入
- ② 申請書、カタログの写し、領収書を市へ提出(費用は、一旦全額自己負担)
- ③ 審査後、限度額内で8割分または9割分を支給
- ④ 特殊尿器
- ⑤ 入浴補助用具
- ⑥ 簡易浴槽
- ⑦ 移動用リフトのつり具の部分
- ⑧ 便座の底上げ部材
- ⑨ 自動排泄処理装置の交換可能部分

③ 住宅改修の補助

条件 要支援・要介護認定で居宅で生活する人

限度額 20万円(限度額内で8割分または9割分を支給)

利用方法

- ① ケアマネジャーに相談。改修の理由書や見積書などを添えて市へ事前申請
- ② 工事を実施。費用は、一旦全額自己負担
- ③ 領収書と工事費の内訳がわかる書類(改修前後の写真等)を市へ提出
- ④ 審査後、限度額内で8割分または9割分を支給

対象工事

- ① 手すりの取り付け
- ② 段差解消
- ③ 洋式便器等への便器の取替え
- ④ 引き戸などへの取替え
- ⑤ 滑り防止や移動の円滑化のための床材の変更など

☎長寿福祉課 43-5217